

こ 成 安 第 4 5 号
7 教 参 学 第 5 2 号
令 和 8 年 3 月 3 0 日

各都道府県・指定都市・中核市こども政策主管部(局)長
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市保育主管部(局)長
各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管部(局)長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長
各都道府県・指定都市・中核市乳児等通園支援事業担当課長
各都道府県・指定都市・中核市一時預かり事業担当課長
各都道府県・指定都市・中核市病児保育事業担当課長
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市
認可外保育施設担当課(室)長
各都道府県・指定都市・中核市放課後児童健全育成事業担当課長
各都道府県・指定都市・中核市子育て短期支援事業担当課長
各都道府県・指定都市・中核市子育て世帯訪問支援事業担当課長
各都道府県・指定都市・中核市児童育成支援拠点事業担当課長
各都道府県・指定都市・中核市子育て援助活動支援事業担当課長
各都道府県・指定都市・中核市母子保健主管部(局)長
各都道府県等教育委員会学校安全担当課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長

殿

こども家庭庁成育局安全対策課長
こども家庭庁成育局保育政策課長
こども家庭庁成育局成育環境課長
こども家庭庁成育局母子保健課長
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長

教育・保育施設等における事故の報告等について

子ども・子育て支援新制度においては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）に基づき、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）に基づき、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村（特別区を含む。以下同じ。）、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。

また、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令 123 号）に基づき、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業及び認可外保育施設については、事故の発生及び再発防止に関する努力義務や事故が発生した場合における都道府県への報告義務が課され、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和 5 年内閣府令第 72 号）に基づき、既存の教育・保育施設等と同様に子育て世帯訪問支援事業については都道府県、児童育成支援拠点事業については市町村への報告義務が課されている。令和 7 年度から地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた産後ケア事業についても、重大事故発生時の報告を求めている。

さらに、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 95 号）が令和 8 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、特定乳児等通園支援事業は、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとなった。

教育・保育施設等において事故が発生した場合の対応については、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」の中間とりまとめ（別紙参照）、「学校事故対応に関する指針」（平成 28 年 3 月 31 日付け、27 文科初第 1785 号）及び児童福祉法施行規則改正等を踏まえ、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和 7 年 3 月 21 日付け、こ成安第 44 号・6 教参学第 51 号、以下「旧通知」という。）に基づき運用してきた。

今般、自動車への置き去り事故を報告対象に加え、報告様式の追加及び見直しを行い、下記のとおり通知するので、御了知の上、管内の市町村、関係機関及び施設・事業者等に対して周知いただくとともに、その運用に遺漏のないようお願いする。

本通知については、令和 8 年 4 月 1 日から運用するので、本通知の運用開始に伴い、旧通知は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

記

1. 事故が発生した場合の報告について

特定教育・保育施設、幼稚園（特定教育・保育施設でないもの。）、特定地域型保育事業、特定乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）、延長保育事業及び放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）、学校事故対応に関する指針（平成 28 年 3 月 31 日付け、27 文科初第 1785 号）、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第

95 号) 及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 63 号)により、事故が発生した場合には速やかに指導監督権限を持つ自治体、こどもの家族等に連絡を行うこと。

子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び認可外保育施設については、児童福祉法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 11 号)により、事故が発生した場合には事業に関する指導監督権限を持つ自治体への報告等を行うこと。

また、産後ケア事業については、委託先で事故が発生した場合には委託元の自治体への報告等を行うこと。

このうち、重大事故及び自動車への置き去り事故については、事故の再発防止のための事後的な検証に資するよう、施設・事業者から報告を求めるとともに、以下の 2 から 7 までに定めるところにより、都道府県等を経由して国へ報告を行うこと。

2. 報告の対象となる施設・事業の範囲

- (1) 特定教育・保育施設
- (2) 幼稚園(特定教育・保育施設でないもの。)
- (3) 特別支援学校幼稚部
- (4) 特定地域型保育事業
- (5) 特定乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
- (6) 延長保育事業
- (7) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
- (8) 子育て短期支援事業
- (9) 一時預かり事業
- (10) 病児保育事業
- (11) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
- (12) 子育て世帯訪問支援事業
- (13) 児童育成支援拠点事業
- (14) 認可外保育施設
- (15) 産後ケア事業(重大事故のみ)

3. 報告の対象となる事故の範囲

- (1) 重大事故
 - ア 死亡事故
 - イ 意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの)
 - ウ 治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故
- (2) 自動車への置き去り事故

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置（以下「安全装置」という。）の装備が義務付けられている自動車は以下のア及びイの双方に該当する場合、安全装置の装備が義務付けられていない自動車は以下のアに該当する場合に報告すること。

ア 点呼等による所在確認の不実施による事故

イ 安全装置の不適切な運用や故障等による事故

4. 報告様式

別添1「教育・保育施設等事故報告書（重大事故）ver.6」及び別添2「教育・保育施設等事故報告書（自動車への置き去り事故）」のとおり。

なお、施設・事業者から報告を受けた自治体は、自治体コメントを記載した上、自治体確認シートの確認を行い、日付、個人名、病院名等の個人情報があれば、削除、黒塗り等により修正すること。

5. 報告期限

国への第1報は、原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）、第2報は、原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて追加の報告を行うこと。

また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、作成され次第報告すること。

6. 報告要領

別添3「報告ルート」のとおり

- (1) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、特定乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）、延長保育事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、児童育成支援拠点事業及び産後ケア事業

施設又は事業者から市町村へ報告を行い、市町村は都道府県へ報告すること。また、都道府県は国へ報告を行うこと。なお、産後ケア事業の報告に当たっては、「産前・産後サポート事業ガイドライン及び産後ケア事業ガイドライン（令和8年3月）」を参照すること。

- (2) 幼稚園（特定教育・保育施設でないものに限る。）及び特別支援学校幼稚部（幼稚園について）

施設から各自治体等の実態に合わせて市区町村あるいは都道府県・指定都市、国立大学法人等へ報告することとし、市区町村あるいは都道府県・指定都市、国立大学法人等は国へ報告を行うこと。

- (3) 特別支援学校幼稚部（特別支援学校幼稚部について）

施設から設置者へ報告することとし、設置者は国へ報告を行うこと。なお、市町村（指定都市を除く。）については、都道府県を経由すること。

(4) 子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て世帯訪問支援事業

市町村からの委託等により事業を実施している事業者については、事業者から市町村へ報告を行うこと。

市町村（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を除く。）は都道府県へ報告し、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は国へ報告を行うこと。

上記以外の場合には、事業者から都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市の区域内に所在する事業者については、当該指定都市、中核市又は児童相談所設置市）へ報告し、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は国へ報告を行うこと。

(5) 認可外保育施設

施設から都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市の区域内に所在する施設については、当該指定都市、中核市又は児童相談所設置市）へ報告し、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は国へ報告を行うこと。

また、都道府県はその内容を当該施設の所在地の市町村に通知すること。

なお、企業主導型保育施設は、上記の都道府県のほか、企業主導型保育事業の実施機関である公益財団法人児童育成協会にも通知すること。

7. 国の報告先

(1) 6により国へ報告を行うこととされている都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は、別添1又は別添2「教育・保育施設等事故報告書」により、各施設・事業の所管省庁であるこども家庭庁又は文部科学省へ報告すること。

ア 幼稚園及び幼稚園型認定こども園

- 文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係
・TEL : 03-5253-4111(内線 2966)
・email : anzen@mext.go.jp

- 文部科学省初等中等教育局幼児教育課
・email : youji@mext.go.jp

イ 特別支援学校幼稚部

- 文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係
・TEL : 03-5253-4111(内線 2966)
・email : anzen@mext.go.jp
- 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

・ email : toku-sidou@mext.go.jp

ウ 特定教育・保育施設（幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く。）、特定地域型保育事業、特定乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度。幼稚園又は幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。）、一時預かり事業（幼稚園又は幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。）、病児保育事業（幼稚園又は幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。）及び認可外保育施設（企業主導型保育施設を含む。）

○ こども家庭庁成育局保育政策課（認可外保育施設担当室指導係）

・ TEL : 03-6858-0133

・ email : hoiku.safety-report@cfa.go.jp

※変更になりましたので、御注意ください。

エ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

○ こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係

・ TEL : 03-6861-0303

・ email : seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp

オ 子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業

○ こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係

・ TEL : 03-6861-0224

・ email : seiikukankyou.katei@cfa.go.jp

カ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

○ こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係

・ TEL : 03-6861-0519

・ email : seiikukankyou.kosodate@cfa.go.jp

キ 産後ケア事業

○ こども家庭庁成育局母子保健課母子保健係

・ TEL : 03-6862-0413

・ email : boshihoken.kakari@cfa.go.jp

ク その他、事故の報告等の制度全般

○ こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係

・ TEL : 03-6858-0183

・ email : anzentaisaku.jikotaiou@cfa.go.jp

（２）施設・事業者から報告を受けた市町村又は都道府県は、都道府県又は国への報告とともに、別添１又は別添２「教育・保育施設等事故報告書」により、消費者庁消費者安全課に報告（消費者安全法に基づく通知）を行うこと。なお、３（１）及び（２）に該当しない消費者事故等の場合も、消費者安全法第１２条第２項に基づく国への報告が必要となる場合は、消費者庁消費者安全課に報告を行うこと。報告に当たっては、「社会福祉施設等の利用に係る

消費者事故等の通知について（再周知）」を参照のこと。

第1報のみではなく、第2報以降も報告すること。

○ 消費者庁消費者安全課

・ TEL : 03-3507-9201

・ email : i.syouhisya.anzen@caa.go.jp

8. 公表等

都道府県・市町村は、報告があった事故について、類似事故の再発防止のため、事案に応じて公表を行うとともに、事故が発生した要因や再発防止策等について、管内の施設・事業者等へ情報提供すること。

併せて、再発防止策についての好事例は、こども家庭庁又は文部科学省へそれぞれ情報提供すること。

なお、公表等に当たっては、保護者の意向や個人情報保護の観点に十分に配慮すること。

また、6により報告された情報については、全体としてこども家庭庁において集約の上、事故の再発防止に資すると認められる情報について、公表するものとする。

【別紙】

「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」

中間取りまとめについて（平成 26 年 11 月 28 日）抜粋

事故が発生した場合には、省令等に基づき施設・事業者から市町村又は都道府県に報告することとされており、適切な運用が必要である。

このうち重大事故については、事故の再発防止のための事後的な検証に資するよう、施設・事業者から報告を求めるとともに、都道府県を経由して国へ報告を求めることが必要である（なお、事後的な検証の対象範囲については、死亡・意識不明のケース以外は今後検討が必要）。

さらに、重大事故以外の事故についても、例えば医療機関を受診した負傷及び疾病も対象とし、市町村が幅広く事故情報について把握することが望ましいという意見もある。

一方、自治体の限られた事務処理体制の中で、効果的・効率的な事故対応により質の確保を図るという観点も考慮すべきとの意見もある。

これらの意見も踏まえ、重大事故以外の事故についても、一定の範囲においては自治体に把握されるべきという考え方を前提として、どこまでの範囲で施設・事業者から報告を求めるべきかについては、各自治体の実情も踏まえ、適切な運用がなされるべきである。

【問合せ先】

- **事故の報告全般に関すること**
こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
TEL : 03-6858-0183
- **保育所、認定こども園（幼稚園型を除く）及び特定地域型保育事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令係
TEL : 03-6858-0058
- **幼稚園、特別支援学校及び認定こども園（幼稚園型）に関すること**
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室学校安全係
TEL : 03-6734-2966
- **特定乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）及び一時預かり事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課地域支援係
TEL : 03-6858-0078
- **延長保育事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課待機児童対策係
TEL : 03-6858-0048
- **放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係
TEL : 03-6861-0303
- **子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業に関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係
TEL : 03-6861-0224
- **病児保育事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課保育医療対策係
TEL : 03-6858-0056
- **子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）に関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係
TEL : 03-6861-0519
- **認可外保育施設に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
TEL : 03-6858-0133
- **産後ケア事業に関すること**
こども家庭庁成育局母子保健課母子保健係
TEL : 03-6862-0413

教育・保育施設等事故報告書
(重大事故)ver.6
(表面)

基本情報					
報告自治体 (都道府県・市区町村)			施設・事業所名称		
報告回数			施設・事業所所在地		
第1報年月日			施設・事業所代表者等		
続報年月日			施設・事業所設置者等 (社名・法人名・自治体名等)		
施設種別			施設・事業開始年月日 (開設、認可、事業開始等)		
事業種別			認可・認可外の区分		

事故に遭ったこどもの情報				
こどもの年齢(月齢) (放課後児童クラブは年齢のみ選択)			こどもの性別	
施設入所年月日 (入園年月日、事業利用開始年月日等)			所属クラス等 (放課後児童クラブはこどもの学年を選択)	
特記事項 (事故と因子関係がある持病、アレルギー、既往症、発育・発達状況等)				

事故発生時の状況								
事故発生年月日				事故発生時間(帯)				
事故発生場所				事故発生クラス等				
事故発生時のこどもの人数				事故発生時の 教育・保育等従事者数		うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士・放 課後児童支援員・助産師等		
事故発生時のこどもの人数 の内訳 (異年齢構成選択時)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	学童	その他
事故発生時の状況								
事故の誘因								
事故の転帰								
(死亡の場合)死因								
(負傷等の場合)受傷部位								
(負傷等の場合)負傷状況								
診断名、病状等	診断名							
	病状							
	病院名							
事故の発生状況 (当日登園時からの健康状況、発生後の処置を含めて可能な限り詳細に記載。第1報で可能な範囲で記載し、第2報以降で修正。)								
事故発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)。第2報以降で追記。)								

- ※ 第1報は、本報告書(表面)に記載して報告してください。
- ※ 第1報は、原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に報告してください。
- ※ 最終報は、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。
- ※ 直近の指導監査の状況報告及び発生時の状況図(写真等を含む)を添付してください。
- ※ 意識不明に陥った後に死亡事故や重篤な事故となった場合は、意識不明時の状況も記載してください。
- ※ 「(負傷等の場合)負傷状況」欄における「骨折(重篤な障害が疑われるもの)」については、医師の所見等により、骨折に伴う重篤な障害(偽関節、著しい運動障害、著しい変形等)が残ることが疑われる場合に選択してください。
- ※ 産後ケア事業については、「事故発生時の状況」に母の年齢、母子同室の有無を記載すること。また、母親等のみに事故が起こった場合は、「産後ケア事業事案等発生時報告様式」(「産後ケア事業における重大事案等発生時の報告様式等について(依頼)」(令和8年3月30日付、こども家庭庁成育局母子保健課事務連絡)別添3)で報告してください。
- ※ 記載欄は適宜広げて記載してください。

教育・保育施設等事故報告書 (重大事故)

ver.6
(裏面)

ソフト面			
事故防止マニュアル		具体的内容	
事故防止に関する研修		実施頻度 (回/年)	具体的内容
職員配置		具体的内容	
その他の要因・分析・特記事項			
改善策【必須】			

ハード面			
施設の安全点検		実施頻度 (回/年)	具体的内容
遊具の安全点検		実施頻度 (回/年)	具体的内容
玩具の安全点検		実施頻度 (回/年)	具体的内容
その他の要因・分析・特記事項			
改善策【必須】			

環境面	
教育・保育等の状況	具体的内容
その他の要因・分析・特記事項	
改善策【必須】	

人的面	
対象児の動き	具体的内容
担当職員の動き	具体的内容
他の職員の動き	具体的内容
その他の要因・分析・特記事項	
改善策【必須】	

※ データベースに公表される場合、大半部分が公表対象となるため、日付、個人名、病院名等の個人情報は記載しないでください。

データベース掲載に 対する保護者の同意 【必須】
※ 重大事故の情報について、保護者の同意が得られたものをデータベース化し公表しています。 ※ データベースについては、発生した事故に関する情報を収集し、今後の事故防止に資するために作成しているという趣旨を御理解いただき、 掲載について保護者の同意を得たときは左欄に○印を付し、同意が得られなかったときは×印を付し て、最終報までに必ず保護者に掲載の同意を確認してください。

自治体コメント【必須】
(自治体による事故発生の要因分析等を記載してください。施設・事業者は記載しないでください。)
【記入時に削除ください】 データベースに公表される場合、大半部分が公表対象となるため、日付、個人名、病院名等の個人情報は記載しないでください。

【施設・事業所別の報告先】	
① 特定教育・保育施設(幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く。)、特定地域型保育事業、特定乳児等通園支援事業(こども館でも通園制度、幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、一時預かり事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、病児保育事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、及び認可外保育施設(企業主導型保育施設を含む。) ※送付先メールアドレスを変更しています → こども家庭庁成育局保育政策課(認可外保育施設担当室指導係)(hoiku.safety-report@cfa.go.jp)	④ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) → こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係(seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp)
② 幼稚園、幼稚園型認定こども園 → 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp) → 文部科学省初等中等教育局幼児教育課(youji@mext.go.jp)	⑤ 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業 → こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係(seiikukankyou.katei@cfa.go.jp)
③ 特別支援学校幼稚部 → 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp) → 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(toku-sidou@mext.go.jp)	⑥ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) → こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係(seiikukankyou.kosodate@cfa.go.jp)
⑦ 産後ケア事業 → こども家庭庁成育局母子保健課母子保健係(boshihoken.kakari@cfa.go.jp)	
【全施設・事業所共通の報告先】	
→ 消費者庁消費者安全課(i.syouhisya.anzen@caa.go.jp)	

※ 【施設・事業所別の報告先】及び【全施設・事業所共通の報告先】ともに報告をお願いします。

事故の発生状況(表面)

【記入時に削除ください】

- ・表面の「事故の発生状況」をコピーして貼り付けてください。
- ・自治体において、日付、個人名、病院名等の個人情報が記載されていないか確認し、記載されている場合は削除、黒塗り等によって修正してください。

教育・保育施設等事故報告書
(重大事故)ver.6
(表面)

基本情報							
報告自治体 (都道府県・市区町村)	A県	B市		施設・事業所名称	Cこども園		
報告回数	第1報			施設・事業所所在地	B市中央区D町1－1－1		
第1報年月日	令和8年	4月	10日	施設・事業所代表者等	E山 F男		
続報年月日				施設・事業所設置者等 (社名・法人名・自治体名等)	G法人H会		
施設種別	幼保連携型認定こども園			施設・事業開始年月日 (開設、認可、事業開始等)	令和2年	4月	1日
事業種別	通常			認可・認可外の区分	認可		

事故に遭ったこどもの情報				
こどもの年齢(月齢) (放課後児童クラブは年齢のみ選択)	2歳	8か月		こどもの性別
施設入所年月日 (入園年月日、事業利用開始年月日等)	令和6年	4月	1日	所属クラス等 (放課後児童クラブはこどもの学年を選択)
特記事項 (事故と因子関係がある持病、アレルギー、既往症、発育・発達状況等)	※ 事故と因子関係がある場合の、当該こどもの教育・保育において留意が必要な事項(気管切開による吸引等の医療行為、経過観察中の疾病名等)についても、この欄に記載してください。			

事故発生時の状況								
事故発生年月日	令和8年	4月	10日	事故発生時間(帯)		15時台	昼食時・おやつ時	
事故発生場所	施設内(室内)			事故発生クラス等		異年齢構成		
事故発生時のこどもの人数	10名		事故発生時の 教育・保育等従事者数		3名	うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士・放 課後児童支援員・助産師等		1名
事故発生時のこどもの人数 の内訳 (異年齢構成選択時)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	学童	その他
			3名	3名	4名			
事故発生時の状況	食事中(おやつ含む)							
事故の誘因	その他							
事故の転帰	死亡							
(死亡の場合)死因	窒息							
(負傷等の場合)受傷部位								
(負傷等の場合)負傷状況								
診断名、病状等	診断名	※ SIDSについては、確定診断が出された時のみ記載してください。						
	病状	※ SIDS疑いの場合は、病状として記載してください。						
	病院名	I総合病院						
事故の発生状況 (当日登園時からの健康状況、発生後の処置を含めて可能な限り詳細に記載。第1報で可能な範囲で記載し、第2報以降で修正。)	15:20 本児はケーキ(縦2cm、横2cm、厚さ2cm))をほおぼりながら食べるという食べ方をしていた。2つ目に手を伸ばし、食べていた。この時、担任保育士は少し離れた場所で他児の世話をしていた。ケーキを食べた本児が急に声を出して泣き出した。保育士が口内に指を入れて、かき出していたが本児の唇が青くなったことに気がついた。 15:25 看護師を部屋に呼んだ後、救急車を要請。口に手を入れ開かせた。背中を強く叩いたが、何も出てこない。泣き声がか次第にかすれ声になり、体が硬直してきた。看護師が到着した頃に、チアノーゼの症状が見られた。呼吸困難で、手は脱力した状態であることを確認した。看護師が脈をとるとかなり微弱で、瞳孔が拡大している。本児がぐったりとし、顔等が冷たいのを確認した。心臓を確認すると、止まっているように感じ、心臓マッサージを行う。 15:33 救急隊が到着し、心肺蘇生等を実施し、病院へ搬送。 15:45 病院到着。意識不明であり、入院。 ○/○ 意識が回復しないまま死亡。							
事故発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)。第2報以降で追記。)	【園の対応】 ○/○ 園において児童の保護者と面談 ○/○ 園で保護者説明会 ○/○ 理事会で園長が説明 【市の対応】 ○/○ 記者クラブへ概要を説明							

※ 第1報は、本報告書(表面)を記載して報告してください。

※ 第1報は、原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に報告してください。

※ 最終報は、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。

※ 直近の指導監査の状況報告及び発生時の状況図(写真等を含む)を添付してください。

※ 意識不明に陥った後に死亡事故や重篤な事故となった場合は、意識不明時の状況も記載してください。

※ 「(負傷等の場合)負傷状況」欄における「骨折(重篤な障害が疑われるもの)」については、医師の所見等により、骨折に伴う重篤な障害(偽関節、著しい運動障害、著しい変形等)が残ることが疑われる場合に選択してください。

※ 産後ケア事業については、「事故発生時の状況」に母の年齢、母子同室の有無を記載すること。また、母親等のみに事故が起こった場合は、「産後ケア事業事案等発生時報告様式」(「産後ケア事業における重大事案等発生時の報告様式等について(依頼)」(令和8年3月30日付、こども家庭庁成育局母子保健課事務連絡)別添3)で報告してください。

※ 記載欄は適宜広げて記載してください。

教育・保育施設等事故報告書 (重大事故)

ver.6
(裏面)

ソフト面				
事故防止マニュアル	あり	具体的内容	※ マニュアルや指針の名称を記載してください。 ※ 記載内容が無い場合は、空欄ではなく「特になし」等と記載してください(以下、同項目において同じ。)	
事故防止に関する研修	不定期に実施	実施頻度 (回/年)	年に10回	具体的内容 ※ 実施している場合は、研修内容・対象者・講師等も簡単に記載してください。
職員配置	基準配置	具体的内容	※ 事故発生時ではなく、事故発生当日の保育体制としての配置人数について記載してください。	
その他の要因・分析・特記事項	※ 当該事故に関連する要因や特記事項がある場合、必ず記載してください。 ※ 記載内容が無い場合は、空欄ではなく「特になし」等と記載してください(以下、同項目において同じ。)			
改善策【必須】	※ 要因分析の項目を記載した場合は必ず記載してください。また、改善点がない場合もその理由を記載してください。			

ハード面				
施設の安全点検	定期的実施	実施頻度 (回/年)	年に24回	具体的内容 ※ 施設外での事故の場合は、当該場所の安全点検状況を記載してください(以下同じ。)
遊具の安全点検	定期的実施	実施頻度 (回/年)	年に12回	具体的内容 ※ 遊具等の器具により事故が発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。
玩具の安全点検	不定期に実施	実施頻度 (回/年)	年に10回	具体的内容 ※ 玩具等の器具により事故が発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。
その他の要因・分析・特記事項	※ 寝具の種類(コット、布団(堅さ)、ベビーベッド、ラックなど)、睡眠チェックの方法(頻度など)、児童の発達状況(寝返り開始前、寝返り開始から日が浅い場合は経過日数、自由に動けるなど)、乳児の睡眠環境については、特に詳細に記載してください。分析も含めた特記事項等、当該事故に関連することを記載してください。			
改善策【必須】	※ 要因分析の項目を記載した場合は必ず記載してください。また、改善点がない場合もその理由を記載してください。			

環境面		
教育・保育等の状況	食事(おやつ)中	具体的内容 ※ 運動会の練習中、午睡後の集団遊び中等、具体的な保育状況を記載してください。
その他の要因・分析・特記事項	※ 分析も含めた特記事項等、当該事故に関連することを記載してください。	
改善策【必須】	※ 要因分析の項目を記載した場合は必ず記載してください。また、改善点がない場合もその理由を記載してください。	

人的面		
対象児の動き	いつもより活発・活動的であった	具体的内容 ※ なぜそのような行動をとったのかを明らかにするため、具体的に記載してください。 (例: 朝、母親より風邪気味と申し送りあり、いつもは外遊びをするが室内で遊んでいた等)
担当職員の動き	対象児から離れたところで対象児を見ていた	具体的内容 ※ なぜそのような対応をしたのかを明らかにするため、具体的に記載してください。 (例: 雲梯の反対側で対象児ともう一人の児童を見ていたが、対象児が落下する瞬間に手を差し伸べたが間に合わなかった等)
他の職員の動き	担当者・対象児の動きを見ていなかった	具体的内容 ※ なぜそのような対応をしたのかを明らかにするため、具体的に記載してください。 (例: 園庭で他児のトラブルに対応していたため、見ていなかった等)
その他の要因・分析・特記事項	※ 分析も含めた特記事項等、当該事故に関連することを記載してください。	
改善策【必須】	※ 要因分析の項目を記載した場合は必ず記載してください。また、改善点がない場合もその理由を記載してください。	

※ データベースに公表される場合、大半部分が公表対象となるため、日付、個人名、病院名等の個人情報は記載しないでください。

データベース掲載に対する保護者の同意【必須】	※ 本通知に基づき報告があった事故の情報について、データベース化したものを公表しています。 ※ データベースについては、発生した事故に関する情報を収集し、今後の事故防止に資するために作成しているという趣旨を御理解いただき、 掲載について保護者の同意を得たときは左欄に○印を付し、同意が得られなかったときは×印を付し 、最終報までに必ず保護者に掲載の同意を確認してください。
○	

自治体コメント【必須】
(自治体による事故発生の要因分析等を記載してください。施設・事業者は記載しないでください。)
【記入時に削除ください】 データベースに公表される場合、大半部分が公表対象となるため、日付、個人名、病院名等の個人情報は記載しないでください。 ※ 自治体の立ち入り検査や第三者評価の結果、勧告や改善命令などの履歴があるかどうか、その結果や改善勧告への対応、今後の研修計画があればその内容等、所管自治体として把握していること、取り組んでいることも含めて記載してください。

【施設・事業所別の報告先】	
① 特定教育・保育施設(幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く。)、特定地域型保育事業、特定乳児等通園支援事業(こども館でも通園制度、幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、一時預かり事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、病児保育事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、及び認可外保育施設(企業主導型保育施設を含む。) ※送付先メールアドレスを変更しています → こども家庭庁成育局保育政策課(認可外保育施設担当室指導係)(hoiku.safety-report@cfa.go.jp) ② 幼稚園、幼稚園型認定こども園 → 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp) → 文部科学省初等中等教育局幼児教育課(youji@mext.go.jp) ③ 特別支援学校幼稚部 → 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp) → 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(tokusidou@mext.go.jp)	④ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) → こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係(seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp) ⑤ 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業 → こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係(seiikukankyou.katei@cfa.go.jp) ⑥ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) → こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係(seiikukankyou.kosodate@cfa.go.jp) ⑦ 産後ケア事業 → こども家庭庁成育局母子保健課母子保健係(boshihoken.kakari@cfa.go.jp)
【全施設・事業所共通の報告先】	
→ 消費者庁消費者安全課(i.syoushiya.anzen@caa.go.jp)	

※ 【施設・事業所別の報告先】及び【全施設・事業所共通の報告先】ともに報告をお願いします。

【プルダウンメニュー一覧】 ※ プルダウンメニューが設定されているセルは、以下の選択肢の中から回答してください。

報告事項	選択肢
報告自治体 (都道府県のみ)	北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県
報告回数	1. 第1報 2. 第2報 3. 第3報以降
第1報年月日	1. 令和8年～令和20年 2. 1月～12月 3. 1日～31日
続報年月日	1. 令和8年～令和20年 2. 1月～12月 3. 1日～31日
施設種別	1. 幼保連携型認定こども園 2. 幼稚園型認定こども園 3. 保育所型認定こども園 4. 地方裁量型認定こども園 5. 幼稚園 6. 認可保育所 7. 放課後児童クラブ 8. 企業主導型保育施設 9. 地方単独保育施設 10. その他の認可外保育施設 11. その他の施設・事業所
事業種別	1. 通常 2. 小規模保育事業 3. 家庭的保育事業 4. 居宅訪問型保育事業 5. 事業所内保育事業(認可) 6. 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) 7. 延長保育事業 8. 一時預かり事業 9. 病児保育事業 10. 放課後児童健全育成事業 11. 子育て援助活動支援事業(ファミリーサポート・センター事業) 12. 子育て短期支援事業(ショートステイ) 13. 子育て短期支援事業(トワイライトステイ) 14. 子育て世帯訪問支援事業 15. 児童育成支援拠点事業 16. 産後ケア事業(ショートステイ型) 17. 産後ケア事業(デイサービス型) 18. 産後ケア事業(アウトリーチ型) 19. 認可外の居宅訪問型保育事業
施設・事業開始月日	1. 1月～12月 2. 1日～31日
認可・認可外の区分	1. 認可 2. 認可外 3. その他
こどもの年齢	1. 0歳 2. 1歳 3. 2歳 4. 3歳 5. 4歳 6. 5歳 7. 6歳 8. 7歳 9. 8歳 10. 9歳 11. 10歳 12. 11歳 13. 12歳 (放課後児童クラブ以外は、0か月～11か月も選択)
こどもの性別	1. 男 2. 女
施設入所年月日	1. 令和2年～令和20年 2. 1月～12月 3. 1日～31日
所属クラス等	1. 0歳児クラス 2. 1歳児クラス 3. 2歳児クラス 4. 3歳児クラス 5. 4歳児クラス 6. 5歳児クラス 7. 異年齢構成 8. 小学校1年生 9. 小学校2年生 10. 小学校3年生 11. 小学校4年生 12. 小学校5年生 13. 小学校6年生
事故発生年月日	1. 令和6年～令和20年 2. 1月～12月 3. 1日～31日
事故発生時間	1. 0時台～23時台
事故発生時間帯	1. 朝(始業～午前10時頃) 2. 午前中 3. 昼食時・おやつ時 4. 午睡中 5. 午後 6. 夕方(16時頃～夕食提供前頃) 7. 夜間・早朝(泊まり保育等)
事故発生場所	1. 施設内(室内) 2. 施設内(室外・園庭等) 3. 施設外(園外保育先・公園等)
事故発生クラス等	1. 0歳児クラス 2. 1歳児クラス 3. 2歳児クラス 4. 3歳児クラス 5. 4歳児クラス 6. 5歳児クラス 7. 異年齢構成 8. 学童 9. ー
事故発生時の状況	1. 屋外活動中 2. 室内活動中 3. 睡眠中(うつぶせ寝) 4. 睡眠中(うつぶせ寝以外) 5. 食事中(おやつ含む) 6. 水遊び・プール活動中 7. 登園・降園中 8. その他
事故の誘因	1. 遊具等からの転落・落下 2. 自らの転倒・衝突 3. こども同士の衝突 4. 玩具・遊具等施設・設備の安全上の不備 5. 他児からの危害 6. アナフィラキシー 7. 溺水 8. その他
事故の転帰	1. 負傷・疾病 2. 意識不明 3. 死亡
死因	1. 乳幼児突然死症候群(SIDS) 2. 窒息 3. 病死 4. 溺死 5. アナフィラキシーショック 6. その他
受傷部位	1. 頭部 2. 顔面(口腔内含む) 3. 体幹(首・胸部・腹部・臀部) 4. 上肢(腕・手・手指) 5. 下肢(足・足指) 6. 外傷なし
負傷状況	1. 意識不明 2. 骨折(重篤な障害が疑われるもの) 3. 骨折(重篤な障害が疑われるもの以外) 4. 火傷 5. 創傷(切創・裂創等) 6. 口腔内受傷 7. 熱中症 8. アナフィラキシーショック 9. その他
事故防止マニュアル	1. あり 2. なし
事故防止に関する研修	1. 定期的実施 2. 不定期に実施 3. 未実施
職員配置	1. 基準以上配置 2. 基準配置 3. 基準以下
施設の安全点検	1. 定期的実施 2. 不定期に実施 3. 未実施 4. ー
遊具の安全点検	1. 定期的実施 2. 不定期に実施 3. 未実施 4. ー
玩具の安全点検	1. 定期的実施 2. 不定期に実施 3. 未実施 4. ー
教育・保育等の状況	1. 集団活動中・見守りあり 2. 集団活動中・こどもたちのみ 3. 個人活動中・見守りあり 4. 個人活動中・こどものみ 5. 睡眠(午睡)中 6. 食事(おやつ)中 7. その他
対象児の動き	1. いつもどおりの様子であった 2. いつもより元気がなかった 3. いつもより活発・活動的であった 4. 具合が悪かった(熱発・腹痛・風邪気味等)
担当職員の動き	1. 対象児とマンツーマンの状態(対象児に接していた) 2. 対象児の至近で対象児を見ていた 3. 対象児から離れたところで対象児を見ていた 4. 対象児の動きを見ていなかった
他の職員の動き	1. 担当者・対象児の動きを見ていた(至近距離にいた) 2. 担当者・対象児の動きを見ていなかった 3. ー

教育・保育施設等事故報告書

(自動車への置き去り事故)

(表面)

基本情報				
報告自治体 (都道府県・市区町村)			施設・事業所名称	
報告回数			施設・事業所所在地	
第1報年月日			施設・事業所代表者等	
続報年月日			施設・事業所設置者等 (社名・法人名・自治体名等)	
施設種別			施設・事業開始年月日 (開設、認可、事業開始等)	
事業種別			認可・認可外の区分	

事故に遭ったこどもの情報				
こどもの年齢(月齢) (放課後児童クラブは年齢のみ選択)			こどもの性別	
施設入所年月日 (入園年月日、事業利用開始年月日等)			所属クラス等 (放課後児童クラブはこどもの学年を選択)	

事故発生時の状況								
事故発生年月日				送迎の態様				
置き去りしていた時間	～							
事故発生時のこどもの乗車人数				事故発生時の 教育・保育等従事同乗者数 (運転手を含む)		うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士・放 課後児童支援員・助産師等		
事故発生時のこどもの 乗車人数の内訳	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	学童	その他
車種・車名				こどもの最大定員				
日常的に送迎車として 運行していたか					安全装置の装備			
安全装置の メーカー・品名					安全装置の認定番号			
安全装置が 作動しなかった理由								
事故の転帰								
(死亡の場合)死因								
(負傷等の場合)受傷部位								
(負傷等の場合)負傷状況								
診断名、病状等	診断名							
	病状							
	病院名							
事故の発生状況 (事故発生の要因、点呼等による所在 確認の実施状況、安全装置の作動状 況、発生後の処置を含めて可能な限り 詳細に記載。第1報で可能な範囲で記 載し、第2報以降で修正。)								
事故発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合にはそ の予定(実績)。第2報以降で追記。)								

※ 第1報は、本報告書(表面)を記載して報告してください。

※ 第1報は、原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に報告してください。

※ 最終報は、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。

※ 直近の指導監査の状況報告及び発生時の状況図(写真等を含む)を添付してください。

※ 意識不明に陥った後に死亡事故や重篤な事故となった場合は、意識不明時の状況も記載してください。

※ 「(負傷等の場合)負傷状況」欄における「骨折(重篤な障害が疑われるもの)」については、医師の所見等により、骨折に伴う重篤な障害
(偽関節、著しい運動障害、著しい変形等)が残ることが疑われる場合に選択してください。

※ 記載欄は適宜広げて記載してください。

教育・保育施設等事故報告書

(自動車への置き去り事故)

(裏面)

ソフト面				
事故防止マニュアル		具体的内容		
事故防止に関する研修		実施頻度 (回/年)	具体的内容	
その他の要因・分析・特記事項				
改善策【必須】				

ハード面				
安全装置の点検		実施頻度 (回/年)	具体的内容	
その他の要因・分析・特記事項				
改善策【必須】				

※ データベースに公表される場合、大半部分が公表対象となるため、日付、個人名、病院名等の個人情報は記載しないでください。

置き去り時の状況図
【記入時に削除ください】 自動車の座席図を示した上で、事故に遭ったこどもの着席位置及び同乗職員の着席位置を図示してください。

データベース掲載に 対する保護者の同意 【重大事故該当時】	※ 死亡、意識不明等の重大事故 の情報について、保護者の同意が得られたものをデータベース化し公表しています。 ※ データベースについては、発生した事故に関する情報を収集し、今後の事故防止に資するために作成しているという趣旨を御理解いただき、 掲載について保護者の同意を得たときは左欄に○印を付し、同意が得られなかったときは×印を付し て、重大事故の場合は最終報までに必ず保護者に掲載の同意を確認してください。
-------------------------------------	---

自治体コメント【必須】
(自治体による事故発生の要因分析等を記載してください。施設・事業者は記載しないでください。)
【記入時に削除ください】 データベースに公表される場合、大半部分が公表対象となるため、日付、個人名、病院名等の個人情報は記載しないでください。

【施設・事業所別の報告先】	
① 特定教育・保育施設(幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く。)、特定地域型保育事業、特定乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度。幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、一時預かり事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、病児保育事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。))及び認可外保育施設(企業主導型保育施設を含む。) → こども家庭庁成育局保育政策課(認可外保育施設担当室指導係)(hoiku.safety-report@cfa.go.jp)	④ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) → こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係(seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp)
② 幼稚園、幼稚園型認定こども園 → 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp) → 文部科学省初等中等教育局幼児教育課(youji@mext.go.jp)	⑤ 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業 → こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係(seiikukankyou.katei@cfa.go.jp)
③ 特別支援学校幼稚部 → 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp) → 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(toku-sidou@mext.go.jp)	⑥ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) → こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係(seiikukankyou.kosodate@cfa.go.jp)
【全施設・事業所共通の報告先】	
→ 消費者庁消費者安全課(i.syouhisya.anzen@caa.go.jp)	

※ 【施設・事業所別の報告先】及び【全施設・事業所共通の報告先】ともに報告をお願いします。

事故の発生状況(表面)

【記入時に削除ください】

- ・表面の「事故の発生状況」をコピーして貼り付けてください。
- ・自治体において、日付、個人名、病院名等の個人情報が記載されていないか確認し、記載されている場合は削除、黒塗り等によって修正してください。

教育・保育施設等事故報告書
(自動車への置き去り事故)

(表面)

基本情報								
報告自治体 (都道府県・市区町村)	A県		B市		施設・事業所名称	Cこども園		
報告回数	第1報				施設・事業所所在地	B市中央区D町1-1-1		
第1報年月日	令和8年	7月	1日	施設・事業所代表者等	E山 F男			
続報年月日				施設・事業所設置者等 (社名・法人名・自治体名等)	G法人H会			
施設種別	幼保連携型認定こども園				施設・事業開始年月日 (開設、認可、事業開始等)	令和2年	4月	1日
事業種別	通常				認可・認可外の区分	認可		

事故に遭ったこどもの情報							
こどもの年齢(月齢) (放課後児童クラブは年齢のみ選択)	2歳	8か月		こどもの性別	男		
施設入所年月日 (入園年月日、事業利用開始年月日等)	令和5年	4月	1日	所属クラス等 (放課後児童クラブはこどもの学年を選択)	2歳児クラス		

事故発生時の状況								
事故発生年月日	令和8年	7月	1日	送迎の態様			登園時	
置き去りしていた時間	8:30		～		9:00		(00:30)	
事故発生時のこどもの乗車人数	12名		事故発生時の 教育・保育等従事同乗者数 (運転手を含む)		2名		うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士・放 課後児童支援員・助産師等	1名
事故発生時のこどもの 乗車人数の内訳	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	学童	その他
			5名	4名	3名			
車種・車名	バス		〇〇〇〇		こどもの最大定員		18名	
日常的に送迎車として 運行していたか	運行していた				安全装置の装備		あり	
安全装置の メーカー・品名	株式会社I・□□□□□				安全装置の認定番号		A-〇〇〇	
安全装置が 作動しなかった理由	電源プラグを抜いて、音が鳴らないようにしていた							
事故の転帰	負傷・疾病							
(死亡の場合)死因								
(負傷等の場合)受傷部位	外傷なし							
(負傷等の場合)負傷状況	熱中症							
診断名、病状等	診断名	熱中症						
	病状	脱水症状						
	病院名	J総合病院						
事故の発生状況 (事故発生の要因、点呼等による所在 確認の実施状況、安全装置の作動状 況、発生後の処置を含めて可能な限り 詳細に記載。第1報で可能な範囲で記 載し、第2報以降で修正。)	8:00 本児がバスの最後部座席に乗車。 8:20 12名の園児を乗せたバスがこども園駐車場に到着。 同乗保育士が、介助をしながら園児を玄関まで誘導。 降車時の点呼は実施しておらず、本児以外の11名を降車させる。 8:30 運転士、保育士ともに車内の確認をすることなくエンジンを停止。 8:55 担任保育士が、クラスの点呼をした際に本児がいらないことに気付く。 9:00 担任保育士が車内を確認したところ、右側の最後部座席で汗をかきながら寝ている本児を発見。 声掛けしたところ覚醒したが、体が熱くぐったりした様子。 9:05 職員室に連れて行き、氷のうで身体を冷やしながら救急車を要請。母親へも連絡。 9:15 救急隊が到着し、病院へ搬送。 9:25 病院到着。熱中症による脱水症状と判明。命に別状なし。							
事故発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合にはそ の予定(実績)。第2報以降で追記。)	【園の対応】 ○/○ 園において児童の保護者と面談 ○/○ 園で保護者説明会							

- ※ 第1報は、本報告書(表面)を記載して報告してください。
- ※ 第1報は、原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に報告してください。
- ※ 最終報は、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。
- ※ 直近の指導監査の状況報告及び発生時の状況図(写真等を含む)を添付してください。
- ※ 意識不明に陥った後に死亡事故や重篤な事故となった場合は、意識不明時の状況も記載してください。
- ※ 「(負傷等の場合)負傷状況」欄における「骨折(重篤な障害が疑われるもの)」については、医師の所見等により、骨折に伴う重篤な障害(偽関節、著しい運動障害、著しい変形等)が残ることが疑われる場合に選択してください。
- ※ 記載欄は適宜広げて記載してください。

教育・保育施設等事故報告書 (自動車への置き去り事故)

(裏面)

ソフト面					
事故防止マニュアル	あり	具体的内容	※ マニュアルや指針の名称を記載してください。 ※ 記載内容が無い場合は、「特になし」と記載してください。		
事故防止に関する研修	不定期に実施	実施頻度 (回/年)	年に10回	具体的内容	※ 実施している場合は、研修内容・対象者・講師等も簡単に記載してください。 ※ 記載内容が無い場合は、「特になし」と記載してください。
その他の要因・分析・特記事項	※ 当該事故に関連する要因や特記事項を記載してください。				
改善策【必須】	※ 要因分析に対する改善点を記載してください。				

ハード面					
安全装置の点検	不定期に実施	実施頻度 (回/年)	年に3回	具体的内容	※ 点検の内容を記載してください。
その他の要因・分析・特記事項	※ 当該事故に関連する要因や特記事項を記載してください。				
改善策【必須】	※ 要因分析に対する改善点を記載してください。				

※ データベースに公表される場合、大半部分が公表対象となるため、日付、個人名、病院名等の個人情報は記載しないでください。

置き去り時の状況図	

データベース掲載に対する保護者の同意 【重大事故該当時】	※ 死亡、意識不明等の重大事故 の情報について、保護者の同意が得られたものをデータベース化し公表しています。 ※ データベースについては、発生した事故に関する情報を収集し、今後の事故防止に資するために作成しているという趣旨を御理解いただき、 掲載について保護者の同意を得たときは左欄に○印を付し、同意が得られなかったときは×印を付し て、重大事故の場合は最終報までに必ず保護者に掲載の同意を確認してください。
---------------------------------	---

自治体コメント【必須】
(自治体による事故発生の要因分析等を記載してください。施設・事業者は記載しないでください。)
【記入時に削除ください】 データベースに公表される場合、大半部分が公表対象となるため、日付、個人名、病院名等の個人情報は記載しないでください。 ※ 自治体の立ち入り検査や第三者評価の結果、勧告や改善命令などの履歴があるかどうか、その結果や改善勧告への対応、今後の研修計画等あればその内容等、所管自治体として把握していること、取り組んでいることも含めて記載してください。

【施設・事業所別の報告先】	
① 特定教育・保育施設(幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く。)、特定地域型保育事業、特定乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度。幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、一時預かり事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、病児保育事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、及び認可外保育施設(企業主導型保育施設を含む。) → こども家庭庁成育局保育政策課(認可外保育施設担当室指導係)(hoiku.safety-report@cfa.go.jp)	④ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) → こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係(seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp)
② 幼稚園、幼稚園型認定こども園 → 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp) → 文部科学省初等中等教育局幼児教育課(youji@mext.go.jp)	⑤ 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業 → こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係(seiikukankyou.katei@cfa.go.jp)
③ 特別支援学校幼稚園 → 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp) → 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(toku-sidou@mext.go.jp)	⑥ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) → こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係(seiikukankyou.kosodate@cfa.go.jp)
【全施設・事業所共通の報告先】	
→ 消費者庁消費者安全課(i.syouhisya.anzen@caa.go.jp)	

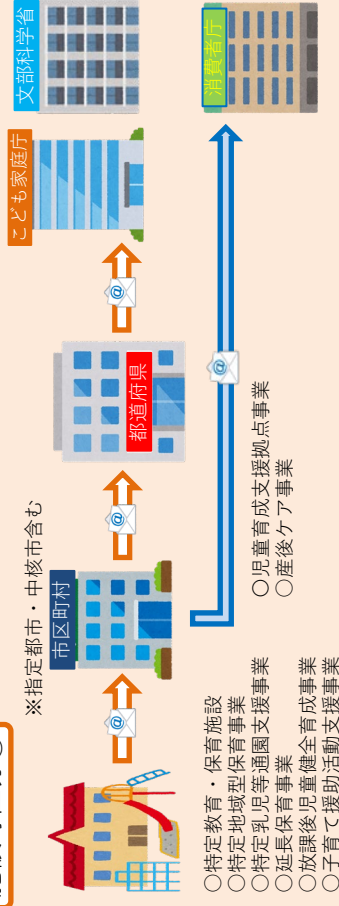
※ 【施設・事業所別の報告先】及び【全施設・事業所共通の報告先】ともに報告をお願いします。

【ブルダウンメニュー一覧】 ※ ブルダウンメニューが設定されているセルは、以下の選択肢の中から回答してください。

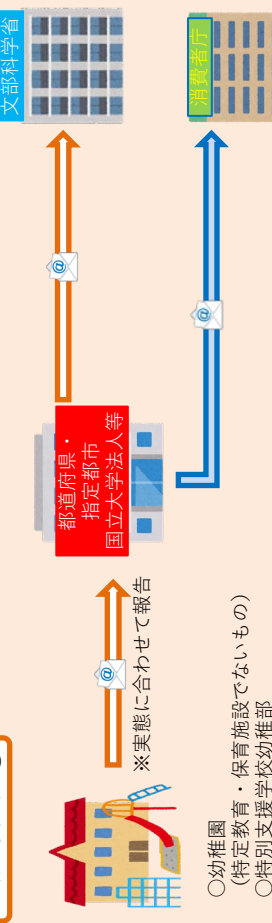
報告事項	選択肢
報告自治体 (都道府県のみ)	北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県
報告回数	1. 第1報 2. 第2報 3. 第3報以降
第1報年月日	1. 令和8年～令和20年 2. 1月～12月 3. 1日～31日
続報年月日	1. 令和8年～令和20年 2. 1月～12月 3. 1日～31日
施設種別	1. 幼保連携型認定こども園 2. 幼稚園型認定こども園 3. 保育所型認定こども園 4. 地方裁量型認定こども園 5. 幼稚園 6. 認可保育所 7. 放課後児童クラブ 8. 企業主導型保育施設 9. 地方単独保育施設 10. その他の認可外保育施設 11. その他の施設・事業所
事業種別	1. 通常 2. 小規模保育事業 3. 家庭的保育事業 4. 居宅訪問型保育事業 5. 事業所内保育事業(認可) 6. 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) 7. 延長保育事業 8. 一時預かり事業 9. 病児保育事業 10. 放課後児童健全育成事業 11. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 12. 子育て短期支援事業(ショートステイ) 13. 子育て短期支援事業(トワイライトステイ) 14. 子育て世帯訪問支援事業 15. 児童育成支援拠点事業 16. 認可外の居宅訪問型保育事業
施設・事業開始月日	1. 1月～12月 2. 1日～31日
認可・認可外の区分	1. 認可 2. 認可外 3. その他
こどもの年齢	1. 0歳 2. 1歳 3. 2歳 4. 3歳 5. 4歳 6. 5歳 7. 6歳 8. 7歳 9. 8歳 10. 9歳 11. 10歳 12. 11歳 13. 12歳 (放課後児童クラブ以外は、0か月～11か月も選択)
こどもの性別	1. 男 2. 女
施設入所年月日	1. 令和2年～令和20年 2. 1月～12月 3. 1日～31日
所属クラス等	1. 0歳児クラス 2. 1歳児クラス 3. 2歳児クラス 4. 3歳児クラス 5. 4歳児クラス 6. 5歳児クラス 7. 異年齢構成 8. 小学校1年生 9. 小学校2年生 10. 小学校3年生 11. 小学校4年生 12. 小学校5年生 13. 小学校6年生
事故発生年月日	1. 令和6年～令和20年 2. 1月～12月 3. 1日～31日
送迎の態様	1. 登園時 2. 屋外活動時 3. 降園時
車種	1. 普通車(2列シート) 2. 普通車(3列シート) 3. バス 4. その他
日常的に送迎車として運行していたか	1. 運行していた 2. 運行していない
安全装置の装備	1. あり 2. なし
事故の転帰	1. 身体被害なし 2. 負傷・疾病 3. 意識不明 4. 死亡
死因	1. 熱中症 2. 低体温症 3. その他
受傷部位	1. 頭部 2. 顔面(口腔内含む) 3. 体幹(首・胸部・腹部・臀部) 4. 上肢(腕・手・手指) 5. 下肢(足・足指) 6. 外傷なし
負傷状況	1. 意識不明 2. 骨折(重篤な障害が疑われるもの) 3. 骨折(重篤な障害が疑われるもの以外) 4. 火傷 5. 創傷(切創・裂創等) 6. 口腔内受傷 7. 熱中症 8. 低体温症 9. その他
事故防止マニュアル	1. あり 2. なし
事故防止に関する研修	1. 定期的を実施 2. 不定期に実施 3. 未実施
安全装置の点検	1. 定期的を実施 2. 不定期に実施 3. 未実施 4. -

① 第 1 報：原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日) ② 第 2 報：原則 1 か月以内程度 等

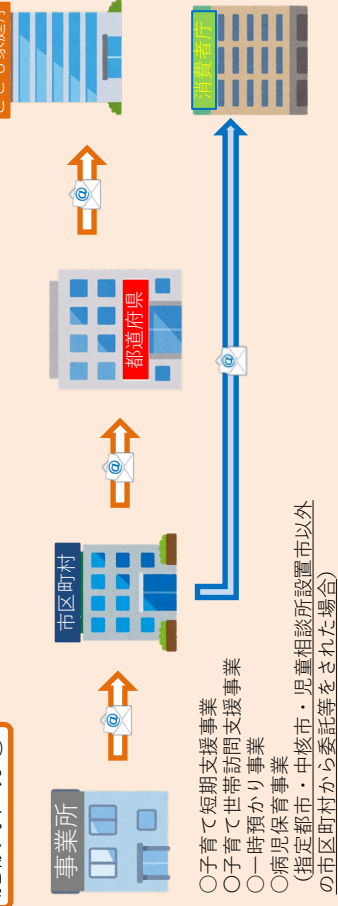
施設等区分①



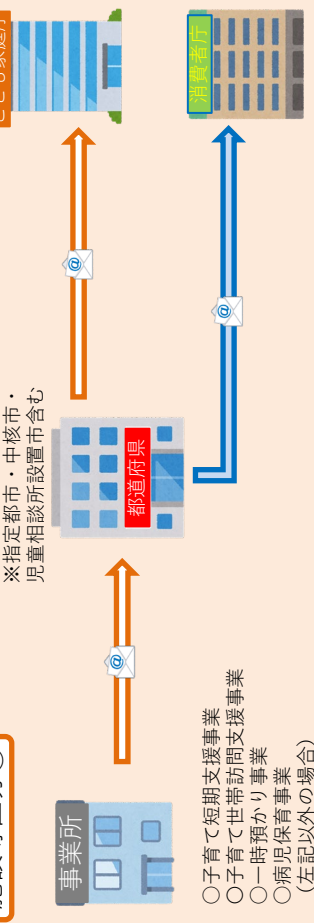
施設等区分②



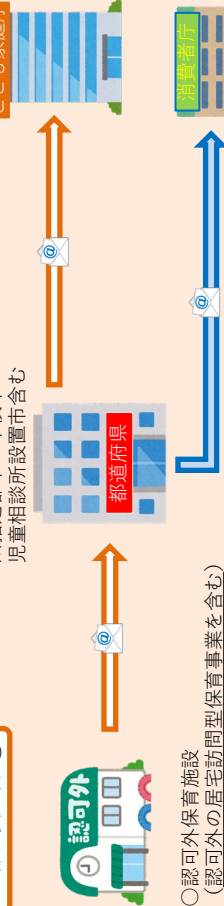
施設等区分③



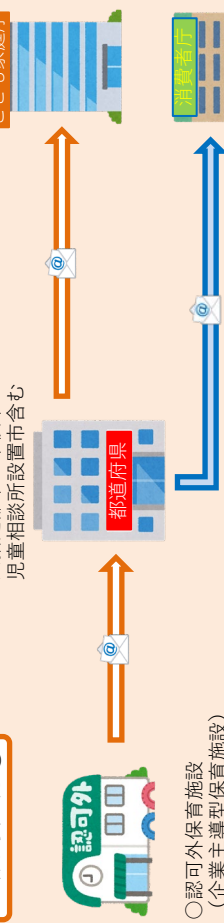
施設等区分④



施設等区分⑤



施設等区分⑥



※ 企業主導型ベビーマッサージ等利用支援事業は、併せて「全国保育サービス協会」に通知すること。

※ 企業主導型保育施設は、併せて「公益財団法人児童育成協会」に通知すること。